

## 令和7(2025)年度「人権教育補助事業」募集要項

### 1. 趣 旨

滋賀県PTA連絡協議会は活動目標の一つに「誰もが排除されない教育環境を作るために、一人ひとりのアイデンティティや個性を認め合う多様性尊重の取組を推進します。」を掲げ、一人ひとりの子どもの人権が大切にされることを願って活動を展開しています。しかしながら、子どもたちの日常生活においては、いじめ、暴力、児童虐待、スマホやインターネットによる人権侵害等々、気がかりな問題が発生しています。

我々大人はそれらを看過することなく、家庭・学校・地域社会の緊密な連携のもとに、適切な対応を執らなければなりません。そのためには、PTAが行う研修や実践内容の検証も重要になってまいります。

そこで、各校園PTAが実践する人権に関わる活動が一層充実したものとなるように、補助金を交付するとともに、その実践成果を滋賀県人権教育研究大会において分科会発表していただくものです。

なお、令和7(2025)年度においては、(A) 令和7(2025)年度の実践と発表

(B) 令和7(2025)年度の実践・令和8(2026)年度に発表

の、(A)(B)どちらかの申請を受け付けます。

2. 補 助 額 1 校 園 P T A に つ き 7 万 円 以 内

3. 募 集 校 園 3 校 園

応募多数の場合は、事業計画及び過去の実施状況を参考にして選考します。

実施校園PTAには、「滋賀県人権教育研究大会」の分科会において事例報告をお願いします。

県Pが発行する「私たちのPTA」に活動事例の原稿執筆をお願いすることがあります。

4. 申 請 締 切 令和7(2025)年6月16日(月) 必着

### 5. 申 請 方 法

県PTA連絡協議会ホームページから淡海ボウズ(サイボウズ Garoon)にログインして報告・申請アプリから入力してください。(ログインID、パスワードが分からない場合は県PTA事務局にお尋ねください)

または県PTA連絡協議会ホームページから書類をダウンロードして提出してください。

令和7(2025)年度人権教育補助事業申請書(様式9号)

\* 申請書の作成が申込期限に間に合わない場合は、当該校園PTAの前年度人権教育事業実績書を提出し、申請書については後日の提出を可とします。

6. 申 請 先 〒520-0044 滋賀県大津市京町4丁目1-1 滋賀県教育委員会生涯学習課内  
滋賀県PTA連絡協議会 県Pホームページ →  
TEL/FAX 077-522-3795 E-mail omi-biwako@shiga-pta.jp



※会員等への案内文書に「滋賀県PTA連絡協議会補助事業」の文言を必ず入れてください。